

# 第28回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第28回定例会平成28年7月29日

開会 13時30分 閉会 14時20分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 1 小林和恵	2 0 渡邊重昭
	1 2 渡邊幹夫	2 1 田口千秋

議事録署名委員	1 9 長岡政直	2 0 渡邊重昭
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地利用集積計画について
	第18回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊代理

皆さんお疲れ様です。ようやく梅雨も明けてこれからが夏本番、暑い夏がやって来ると思われます。皆様、お体をご自愛されましてお過ごしください。それでは第28回農業委員会定例総会を開催します。

議長

こんにちは。梅雨も急に明けて、今日は心なしか特に暑いような気がします。今年は空梅雨だったので、農作物にもこれから影響が出てくるのではないかと心配しています。それでは本日もよろしくお願ひします。

本日の議事録署名委員は19番の長岡委員、20番の渡邊委員にお願いいたします。

議事に入ります。最初に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は1件です。まず譲受人は〇〇〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇の〇〇さんです。申請地は地図をご覧ください。〇〇〇〇の〇〇の近くです。こちらの案件は〇〇さんから〇〇さんへの申請となっておりますが、元は譲受人の〇〇さんの土地でした。当時〇〇さんが〇〇〇〇にお住まいだったので、平成21年に〇〇さんから〇〇さんに所有権移転され耕作をしていました。その後、〇〇さんが県外に移住したので、今回の申請で元に戻すという申請になっています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは番号1の案件について8番の依田委員より説明をお願いします。

8 依田(喜) 委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。左下に〇〇〇〇〇〇と〇〇があります。この真正面です。上の方にビューラインから〇〇〇〇〇〇に行くT字路があります。道路に沿った変形した土地です。事務局からの説明の通り、〇〇さんが〇〇さんに土地を売りましたが、家庭の事情で〇〇〇〇〇〇に引っ越しをしまい、〇〇さんが〇〇さんに買ってほしいとお願いし、今回の申請になりました。以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案についてご説明します。今回は1件です。まず申請事由が住宅敷地1棟です。場所は〇〇です。農協の集荷場の北側です。こちらは農振除外の案件です。除外日は平成20年と、少し間が空いていますが、この度資金の目処が付いたので一般住宅としての転用申請となっています。許可要件は集落接続です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明をお願いします。13番の山崎委員、お願いします。

13山崎委員

それでは説明します。場所は旧〇〇の〇〇です。左側の道を下に行きますと〇〇〇〇です。上に行くと〇〇、〇〇に行く道路です。〇〇から〇〇に行く県道の、通称〇〇と言われる角を200メートルほど行った右側です。申請地の南側の土地はほとんど耕作していない農地で特に問題はないと思われれます。上の土地はブドウ園になっています。近隣にお話もされているようですし、自分の土地へ住宅を建てると言うことで問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは3号議案について説明します。

まず1番です。申請事由が住宅敷地1棟。場所は〇〇の〇〇です。申請人の関係は親子です。実家の近くに新築したいという申請です。許可要件については、集落が近くにあるので集落接続になっています。

続いて2番です。2番は申請事由が、携帯の無線の基地局の建築のための資材置場という申請です。公図の7ページにあります1筆の北側に、今回建築資材置場として利用したいということで、5カ月間の一時転用の申請になっています。基地局の場所は6ページの斜線の南側に、携帯の基地

局を建設したいという話がありました。今回の譲受人の様に総務大臣の認定を受けた業者が携帯基地局を建設する場合は、農地法の許可は不要になっています。今回の申請は建設のための一時的な資材置場という申請です。以上です。

議長                    ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして19番の長岡委員に説明をお願いします。

19長岡委員            それでは説明します。申請農地の場所は、資料の4ページと5ページをご覧ください。譲受人と譲渡人の関係は親子です。場所は左右に走っている市道の隣接の農地です。右に行くと〇〇が約400メートル先にあります。それから左に約50～60mの所が〇〇の〇〇〇〇に当たります。その沿線にあります。息子さんの〇〇さんは現在〇〇のアパートに住んでいますが、家族が増え手狭になったというので、今回親名義のこの農地に住居を建てたいという事で、使用貸借による申請にした訳です。汚水に関しては道路に公共下水道が布設してありますので、そこへ接続できます。それから雨水関係については敷地内で地下浸透処理ということで契約しています。5ページの公図を見ていただくと、〇〇は畑です。北側の半分位がブドウ園になっています。それから〇〇は普通の畑ですが、こちら辺はブドウ園が点在してしまっていて、農薬による防除について若干心配されていますが、その事については隣接の皆さんも快く同意していて、何かあればそれぞれに対処するという事です。〇〇の地元の人達にも理解して頂いています。特段問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号2の案件は私が担当ですので説明します。

小林会長            事務局から説明の通り、無線基地そのものは公共性のある建物という事で、許可は要らないという事です。無線基地を造るための資材置場の申請です。場所は地図の6ページをご覧ください。左の道路は大川田沢線、右に斜めに走っている道が旧菅平有料道路です。案件の下の道はタタラ道東上田線です。〇〇〇〇の向かいにある土地です。周囲60メートルには地権者が7名いますが、全員に説明をし、快く承諾して頂いたという事です。

特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

それではご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて議案第4号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

農用地利用集積計画について説明します。資料の5ページから9ページにかけて説明します。5ページから7ページは通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、田が28,145㎡、畑が30,602㎡、合計で58,747㎡です。続いて8ページです。こちらは中間管理事業による利用設定です。こちらは田が3,080㎡、畑が14,923㎡、合計18,003㎡の設定を予定しています。最後に9ページです。所有権移転です。こちらは1件、1,176㎡です。件数は7月の全体で31件、内新規が9件、再設定が15件、中間管理事業による設定が6件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務から説明がありました農用地利用集積計画について、何かご意見ご質問等ありましたら出させていただきたいと思います。

特にないようですので裁決に入ります。農用地利用集積計画について賛成とお認めの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして第18回農業経営改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

担い手担当

よろしくをお願いします。今月は2件申請があります。1件目は〇〇、2件目は〇〇さんです。ご意見、よろしくをお願いします。

1件目は〇〇〇〇、〇〇さんは更新の区分になっています。住所は〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、水稻、酪農、果樹、野菜、農産加工、加工受託。経営改善の方向として、農地の集積と機械の効率的活用によるコストの低減。雇用労働力を活用し、地域の農業振興の為、計画的作業受託による作業体系の確立。新技術導入による労力の低減。販売体系の確立



議長 数字が合わないということですが、もしお分かりになったら説明をお願いします。

担い手担当 事務局では数値の違いについては把握していません。すみません。

議長 事務局では数字もきちんと精査しておくようにお願いします。他にご意見ございませんか。依田委員、どうぞ。

8 依田委員 確か研修生が居ると思いますが、何人位居ますか。

事務局 ○○さんの研修生は農の雇用で入っていると思うので、こちらでは数は把握していません。

6 関委員 研修生と言う形か分かりませんが、2～3人は居るそうです。

議長 花岡委員、どうぞ。

1 4 花岡委員 先日15日に○○○○の直売所がオープンしていますが、建物などが非常に斬新で、今の時期は販売する物も沢山あるけれど、冬場も東御市の農産物を加工して、自分の所の商品だけでなく東御市の宣伝をしていただくようにお願いしたい。

議長 関委員、どうぞ。

6 関委員 今の意見に追加します。どうも地元の人優先ではないようです。聞く所によると、パン1個が○○円という事です。もっと地元の人が入れるようにしたほうが良いと思います。場所は○○の交差点の所です。是非寄ってみてください。

議長 先日まで農業新聞に○○の記事が載っていたので、皆さんも注目して読んでいたのではないのでしょうか。社長さん、息子さんは地域密着型という事で地元とうまく調和してやって行きたいという事です。パン1個○○円は適当な価格ではないかと思います。○○を頂いた方ですし、健康に注意して頑張って頂きたいと思います。

続いて番号2の○○さんの案件です。清水委員より説明をお願いします。

1 清水委員 ジャガイモの数字ですが、80aで2.5tとありますが、10aあたりの計算だと思います。掛ける8をお願いします。○○さんのお宅は本人

と弟さんは造園会社に勤めていて、奥さんも勤め人です。経営自体は両親が携わっています。春は稲作の仕事をしています。夏は避暑客が多いので、造園の管理作業は夏の間は1か月位やってはいけない時期があります。その時期にジャガイモの収穫や出荷をしています。勤めの仕事とうまく両立させています。今後は両親が高齢になってきたので、農業に従事する時間をどうやって増やして行くかが課題です。それから農地が〇〇や東御市の北にあるので、少しずつ集約して行けたらと言っておられました。以上です。

議長

ありがとうございました。また数字がおかしいということでしたので、事務局できちんと精査して確認して頂きたいと思います。委員の皆さんからご意見を頂きたいと思います。

3 土屋委員

年間農業従事日数が前回もこれからも50日という目標のようですが、造園という仕事を持っている方が、認定農業者として対応している事で良いのでしょうか。お考えを聞かせて頂きたい。年間50日はサラリーマンの兼業農家の人が認定農業者で良いのかという考え方になるのではないかと思います。このことをこれからどのように考えていったら良いのか。たとえばご両親が290日であればそれに近い日数を目標にした方が好いのではないかと。50日と言うことに何かお考えがあればお聞きしたい。

議長

認定農業者の定義についてですが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局

認定農業者の要件についてはしっかり把握していませんが、従事日数に関しては特に規定がないようです。今の働き方の形態として、造園業という副業を営みながらも、代々続いてきた農業も一生懸命やりたいという気持ちはあるということで、将来的には農業を一生懸命していきたいという気持ちがあるので、認定農業者として認めて頂きたいということで申請を出されたと考えます。認定農業者の規定については次回に皆さんにご説明できるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

2 1 田口委員

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の過半数は認定農業者である事が必要です。東御市には認定農業者が96名居ます。農業委員定数の8倍の144名の認定農業者が居ない地域ですので、親族等を入れて過半又は4分の1以上となることが考えられます。ですからこの事は今後の農業委員会のあり方につながるの、しっかり定義付けをしておいて頂きたい。96名しかいない認定農業者の中で、50日の従事日数で、

先祖からやって来た農業をやる気ではあるけれど、これからの認定農業者はウエイトが大きくなるので、しっかり定義付けをして頂きたい。

議長

ありがとうございました。数字だけ見ると違和感があります。その辺の裏付けを説明できるように、あるいは定義付けできるように示して頂きたい。〇〇さんが認定農業者の申請人であれば理解できるが、〇〇さんとの差が有り過ぎるので違和感があります。お父さんも高齢なので、その後を引き継いで認定農業者として地域の農業のために頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上で農業経営改善計画認定意見聴取は終了します。ありがとうございました。

本会は以上で終了ですが、全体を通して何かご意見ご質問がありましたら出してください。

特にないようです。それでは以上を持ちまして議事審議は終了させていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_